

介護保険サービスを利用するときは 要介護認定の申請が必要です

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444

要介護認定は、要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。介護保険サービスは、7段階の要介護度に応じて、受けられるサービスの内容や料金が異なります。

※要介護認定は、65歳以上の人および40歳から64歳までで介護保険の対象となる病気に該当する人が申請できます。また、本人の病状や状態だけでなく、介護の手間がどのくらいかかるかが基準となっています。

要介護認定の流れ

①申請	本人や家族による申請 窓 口 介護福祉課窓口(ウェルス幸手内) 持ち物 申請書、介護保険被保険者証、申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、健康保険の被保険者証(65歳未満の人および社会保険加入者のみ)
②訪問調査	自宅または入院先に調査員がお伺いし心身の状態や介護の手間について聞き取り
③主治医意見書	市が医師に直接依頼し、かかりつけの医師による意見書作成
④1次判定	訪問調査および主治医意見書の内容からコンピューターによる判定
⑤2次判定	医療、保健、福祉の専門家が1次判定や主治医意見書をもとに要介護度を審査

新型コロナワクチン接種ー令和5年春開始接種ー

初回接種を終えた65歳以上の人に接種券の郵送をしています。

令和5年8月末までに新型コロナワクチンの接種を希望する65歳以上の人で、初回接種を終えているにもかかわらず、接種券がお手元に届いていない場合は、コールセンターまで連絡してください。

■基礎疾患などがある人の接種券発行について

65歳未満の人は、基礎疾患がある人、医療従事者、高齢者施設等従事者が対象です。接種券の発行には申請が必要です。

申請方法

- 電話で申請 新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0570(008)889
時間 月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日は除く。)
- 窓口で申請
場所 健康増進課(ウェルス幸手内)
※申請は平日午前9時～午後5時の間にお越しください。
※申請の際は、申請者の本人確認書類をお持ちください。

■新型コロナワクチン接種専用バスについて

6月、7月の集団接種では会場までの専用バスを運行します。バス発着場所にバス停を設置し、時刻表を掲示します。

バス発着場所

- 幸手市役所、ウェルス幸手、市内各公民館
- 幸手団地ロータリー、コミュニティセンター

動物は責任をもって飼いましょう

動物の飼い主は、適正な飼養をお願いします。飼い主の一人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境を作っていきましょう。

犬の飼い主へ

【ふん害の防止】

犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。

散歩中のふんの回収を徹底しましょう。

【騒音の防止】

犬の鳴き声による騒音は近所迷惑になります。無駄吠えをさせないよう、しっかりとしつけをしましょう。

【放し飼いの禁止】

犬はつないで飼うことが義務づけられています。自宅敷地内での放し飼いや、リードをつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。

猫の飼い主へ

【室内飼育を】

外飼いには、さまざまなリスクが伴います。

- ①交通事故
- ②感染症
- ③子猫の出産
- ④ふん害や物損などのご近所トラブル
- ⑤逸走(迷子) など

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、これらのリスクがないよう努めることが動物の飼い主の責務とされています。猫のためにも、室内での飼育をお願いします。

捨てる犬・捨てる猫の禁止

犬・猫を捨てる行為は犯罪です。捨てられた犬は野生化し、人に危害を与える場合があります。また、交通事故などにより命を失う野良猫が後を絶ちません。飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらぬよう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。

犬に関する相談 幸手保健所 ☎(42) 1101

猫に関する相談 埼玉県動物指導センター南支所 ☎048(855)0484

問合せ 環境課 ☎(48)0331

6月1日～7日

水道週間

【水道水 安心・安全 これからも】

水道はいつも私たちの身近にあり、炊事、洗濯、入浴と当たり前のように使用しています。普段何気なく使っている水道ですが、この水道がなくなったら私たちの生活は成り立ちません。

この水道週間に、みなさん一人ひとりが水という資源の大切さ、水道というライフラインの重要性について改めて考えてみましょう。

●水質について

市では水道水を安心してご使用いただけるよう、色・濁り・残留塩素(一定以上必要とする塩素濃度)について毎日1回、そのほか水道法で定められた項目については毎月1回(9項目)および年4回(51項目)の水質検査を行っています。検査結果はすべて法律で定められた基準以下で安全性を確認していますので、安心してご使用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050